

福山市空家等地域活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等を地域資源として有効に活用することを通じて、地域の活性化や地域コミュニティの維持、再生を図るため、空家等を自治会、町内会及び福山市まちづくりサポートセンター設置要綱第6条第1項に規定する登録団体（以下「自治会等」という。）に貸し出す者に対して予算の範囲内で交付する福山市空家等地域活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で、第6条の規定に係る申請年度から自治会等に貸し付けられた空家等の跡地並びに次条第1項の補助事業として現に自治会等に貸し出し中の土地及び家屋をいう。なお、福山市空家等除却支援事業補助金を活用して除却した跡地は含めるものとする。
- (2) 所有者等とは、空家等の所有者、共有者又は管理者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 空家等を自治会等へ無償で貸し出すこと。
- (2) 前号の貸し出し期間は、5年以上であること。
- (3) 第1条に規定する趣旨に沿った活用が継続的に認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、自治会等による空家等の利用が次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 政治、宗教を目的とした活動
- (2) 特定の個人、団体（自治会等を除く。）のみが利益を受ける活動

(3) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第3条第1項により自治会等に貸し出す空家等（以下「貸出空家等」という。）の所有者等（法人を除く。）で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税の滞納がない者であること。

(2) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定により現に公表が行われている者をいう。）でないこと。

(3) 補助対象者以外に貸出空家等に所有者等がいる場合は、当該所有者等全員の同意を得ていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、貸出空家等に係る次条の申請がなされた年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）相当額の合計額を十二で除し、これに当該申請がなされた年度における第7条の規定による補助金交付決定日以降の貸出月数を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の貸出月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に提出しなければならない。

(1) 市税完納証明書又は市税納付状況照会同意書（市税の納付の状況について、照会することに同意する書類をいう。）

(2) 空家等地域活用事業計画書

(3) 所有者等の同意書（交付申請者以外に所有者等がない場合を除く。）

(4) 空家等の所有者等であることを証する書類

- (5) 空家等の使用貸借契約書の写し
 - (6) 貸出空家等に係る申請年度の固定資産税等相当額がわかる課税明細書の写し又は固定資産課税台帳記載事項証明書の申請及び受領のための委任状
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金交付申請は、本市の連続する5会計年度以内の継続した活用として最大5回とし、会計年度ごとに申請することとし、その提出期限は、別に市長が定める。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第6条第1項の規定による申請を受けたときは、内容の審査を行った上で、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該年度の固定資産税等の全額について納付済であることを証する書類及び市長が別に定める書類を添えて、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付請求書の提出時期は、補助事業者ごとに、補助事業の実施状況を確認の上、別に市長が定める。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき
- 2 市長は、前項の規定に基づく取り消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知しなければならない。

- 3 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は一切の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(関係法令の遵守等)

第11条 補助事業者は補助事業を実施するにあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

(自治会等の責務)

第12条 自治会等は、補助対象者と締結した使用貸借契約に基づいて空家等の引渡しを受けた場合には、当該空家等の適正な管理を行うよう努めるものとする。

(帳票)

第13条 この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（令和元年）6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に改正前の福山市地域活用支援事業補助金交付要綱に基づき申請され、又は交付された補助金については、なお従前の例による。